

2025 年 10 月 8 日

期限付劣後特約付借入の新規借入の実施について

第一生命ホールディングス株式会社(代表取締役社長グループ CEO:菊田 徹也)は、経済価値ベースの新ソルベンシー規制の導入を見据え、自己資本の一層の充実等を目的に、新規の期限付劣後特約付借入を下記のとおり実施いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 調達総額: 2,185 億円

2. 償還期限: 15 年

(但し、2030 年 10 月以降の各利払日に、監督当局の事前確認等を前提として、第一生命ホールディングス株式会社の裁量により、貸付の元本を一括して期限前弁済可能。また、2030 年 10 月の利払日より、ステップ・アップ金利あり。)

3. 借入先: 国内金融機関等 32 社

4. 調達方法: シンジケート・ローン方式

5. 払込期日: 2025 年 10 月 8 日

※なお、第一生命保険株式会社は、2020 年 10 月 8 日付で借入を実施した永久劣後特約付借入の期限前弁済を 2025 年 10 月 8 日に行いました。

以 上

本ニュースリリース「期限付劣後特約付借入の新規借入の実施について」は、劣後特約付借入に関する特定の情報を一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。上述の新規借入は、1933 年アメリカ合衆国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録されるものでもなく、1933 年アメリカ合衆国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除いて、アメリカ合衆国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、本件においては、アメリカ合衆国における証券の公募は行われません。